

令和7年度第1回

函館市環境審議会会議録

開催日時	令和7年(2025年)11月20日(木) 13時30分～15時00分
開催場所	函館市本庁舎8階大会議室
議題	1 2025(令和7)年度版函館市環境白書(案)について[公開] 2 その他 [公開]
出席委員	三浦汀介委員、秋田晋吾委員、若松裕之委員、石榑康雄委員、澤辺桃子委員、兼平史委員、徳田佐和子委員、清水洋平委員、竹内正幸委員、佐藤均委員、濱田順子委員、藤島斎委員、田村房江委員、石塚康治委員(計14名)
欠席委員	笠井亮秀委員、三上修委員、小玉斎明委員、越智聖志委員、目黒さおり委員、池田誠委員、大我一憲委員、佐々木浩之委員、佐藤俊司委員、佐々木香委員、清藤千鶴子委員(計11名)
事務局の出席者の職氏名	環境部長 田中修一 環境部次長 井上徹也 環境政策課長 百成慶恭 環境総務課長 山下乾 環境対策課長 粟谷正尚 環境推進課長 畠山裕二 環境政策課主査 斗賀優揮 環境政策課主査 沼田伸之輔 環境政策課主任主事 山崎美香 環境政策課主任主事 高島一輝 環境推進課主任主事 野口智子
斗賀主査	皆様、本日はお忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまから函館市環境審議会を開催します。 私は、本日の進行を務めます、環境部環境政策課の斗賀です。どうぞよろしくお願いします。

	<p>はじめに、本日の審議会は委員定数25名のうち、出席が14名と、過半数に達しておりますので、函館市環境基本条例第38条第3項により、本会議は成立していることを報告します。</p> <p>なお、本審議会の議事録については、後日、市のホームページで公開しますので、あらかじめご承知おきください。</p> <p>続きまして、議員の交代などにより、今回初めての出席となる方をご紹介します。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>次に、事務局で交代があった職員を紹介します。</p> <p>(事務局紹介)</p> <p>それでは、開催にあたりまして、環境部長の田中からご挨拶申し上げます。</p>
田中部長	<p>本日は大変お忙しい中、本審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、委員の皆さんには日頃から本市の環境行政の推進に対しまして、特段のご理解とご協力を賜りまして、重ねてお礼を申し上げます。</p> <p>さて、この審議会については、平成11年に制定した、函館市環境基本条例に基づき設置したものであり、これまで環境基本計画の策定や、環境白書の発行、また環境基本計画に基づく個別計画の策定などについて、ご審議をいただいているところです。</p> <p>本日の議題ですが、令和7年度函館市環境白書（案）について、ご説明します。様々な視点で忌憚のないご意見をいただければと思っています。</p> <p>お配りしている環境白書（案）の右上にあるロゴマークですが、このことについて触れたいと思います。</p> <p>このロゴマークについては、環境行政における課題を踏まえ、今後の方向性や施策などを議論していくために、環境部若手職員と、はこだて未来大学の岡本教授にファシリテーターをお願いして立ち上げたワーキンググループから提言をいただき、作成したものです。</p> <p>コンセプトとしましては、2つのフレーズを組み合わせており、市民・事業者・市の全体で環境の大切さを学び合い、環境にやさしい行動を選択し、ともに実践していこうという決意を込めているものです。</p> <p>申請をいただければ、どなたでも使用することができますので、市民の皆さまの意識向上のために、様々な場面でご活用いただければと思っています。</p>

	<p>本日は、皆様から忌憚のないご意見、ご提言をお願い申し上げまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
斗賀主査	<p>次に、資料の確認をします。</p> <p>(配付資料の確認)</p> <p>それでは、函館市環境基本条例第38条第2項の規定により、三浦会長が議長となります。三浦会長、よろしくお願ひします。</p>
三浦会長	<p>三浦でございます。皆さん、どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>さて、今回の議題ですが「令和7年度版 函館市環境白書(案)」となっております。皆さまの忌憚のないご意見をいただければと思っております。なお、本日の終了時刻は遅くとも15時頃を予定しておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、令和7年度版函館市環境白書（案）について、事務局から説明をお願いします。</p>
百成課長	<p>それでは、環境白書の説明をします。</p> <p>(函館市環境白書（案）の内容説明)</p> <p>次に、事前意見として、委員の方々から意見や、文章の表現の誤りなどをいただきましたが、このうち石塚委員と藤島委員から合わせて15件のご意見がありましたので、順次ご回答します。</p> <p>まず、1件目は環境白書の掲載時期について、2025年度版は前年度実績の他に、今年のデータが存在していることから、報告の期間をどのように設定してるのでしょうか。また、本年8月に発表した、環境ロゴマークについての記載がないのですが、何か理由があるのでしょうか、というご意見です。</p> <p>基本的に、統計データ等は直近の前年度実績、一部は前々年度実績もございますが、前年度実績の掲載を基本としています。その他の情報については、環境白書の発刊時点で掲載可能な最新情報を掲載します。</p> <p>また、環境ロゴマークについては、ロゴマークのコンセプト等を環境白書に追記したいと考えています。</p> <p>2件目は、公共施設における再生可能エネルギーなどの発電設備の導入状況で、電力量としてどの程度の利用数値があるものなのかとい</p>

うご意見です。

函館市の公共施設で導入している再生可能エネルギーなどの発電設備で発電した総電力量は、令和6年度の実績で約1,900万キロワットアワーであり、一般社団法人太陽光発電協会が公表している1世帯当たりの年間使用電力量約4,500キロワットアワーに換算しますと、年間約4,200世帯分に相当するクリーンエネルギーを市の公共施設で生み出している計算になります。

3件目は、コンパクトなまちづくりや都市機能の集約化について、具体的にはどのような実績があるか、今後どのようなことを想定しているのでしょうか。また、バス路線の確保を地域或いは地域の実情に即した輸送サービスの実現について、バス路線も年々縮小傾向にある中で市としては、一層の努力が必要と考えてるかどうか、というご意見です。

本市においては、今後の少子高齢化や、人口減少の進展を踏まえ、2018年3月に立地適正化計画を策定しています。

人口減少の中であっても利便性を維持する持続可能な市街地の形成に向けて、人口密度の低下が懸念される外環状線（産業道路）の沿道から、南側の区域に都市機能や居住機能を誘導しているところです。具体的な取り組みについては、美原地区では、5つの公共施設を統合して亀田交流プラザの整備を行い、中心市街地では、現在進んでおりますが、棒二森屋跡地の再開発事業の中で、既存の公共施設を統合した、新施設の整備を検討しているところです。

バス路線の確保については、運転手の減少や利用者数の減少、また、運転手の定年等でバス路線の維持が困難になっていることから、北海道や交通事業者とも連携しながら運転手確保に取り組んでおりますほか、系統の集約化などによるバス路線の運行の効率化、地域特性に応じた運行形態の見直しなどの検討が必要と考えています。

今後は、地域公共交通計画に基づく施策である、鉄道や市電路線バスが担う幹線交通とデマンド交通などエリア交通の役割分担によって、公共交通ネットワークを形成するという計画を立てていますので、それを実現することがバス路線の維持に繋がるものと考えております。

畠山課長	<p>4件目は、どのような団体が集団資源回収の奨励金の支給団体の対象になるのかというご質問です。</p> <p>集団資源回収は、ごみの減量等を促進させることを目的とする、「函館の街をきれいにする市民運動協議会」に加入している町会、自治会、老人クラブ、学校、PTAなどの団体等が、その構成する世帯などの協力を得て集めた新聞、雑誌、ダンボールなどの資源物を回収業者に引き渡すことで、ごみの減量化や再資源化の推進を図るものであり、市では、その回収団体に対して、回収量に応じて奨励金を支給し、資源回収の促進を図っています。</p> <p>5件目は、使用済み小型家電の回収について、自己搬入になり、搬入場所が遠く不便になったことから、別の方針や別の場所での実施の検討をしていただきたいというご意見です。</p> <p>使用済み小型家電につきましては、函館市の分別区分では燃やせないごみとなっております。そういった中でリサイクルの推進を図るために、2014年度に市内10か所の公共施設に回収ボックスを設置し、無料回収を開始しています。その後、回収ボックス設置箇所を拡大し、現在21か所で回収を実施しているところです。回収拠点の拡大につきましては、回収ボックス設置のスペースの問題などがありまして、なかなか難しいところではありますが、さらなるリサイクルの推進を図るため、市民が排出しやすい方法などについて調査・研究を進めてまいりたいと考えています。</p> <p>6件目は、社会的に大きな問題になっているモバイル電池対策ということで、モバイル電池が発火原因で回収車や焼却施設周辺の民家等に被害があつてはならないことから、現状について、報告や市民への呼び掛けのほか、本市の現状、また、発火防止対策を環境白書へ記載してはどうかというご意見です。</p> <p>リチウムイオン電池を起因とするごみの収集車両や、処理施設での火災については、全国的な問題となっており、国においては、今年の4月に各市町村において安全な処理体制を構築するよう通知を発出したほか、関係法令の改正等を検討している状況であり、市といたしましても、早期に安全な処理体制を構築する必要があると考えていると</p>
------	---

	<p>ころです。</p> <p>現状としましては、法に基づき製造事業者等が構築した処理方法を案内しておりますが、一部対象外品がありますことなどから、他都市の状況等も参考にしながら、安全な回収方法や処理方法の構築を検討しているところでありますので、それが一定程度整理された段階で、環境白書への記載についても、検討していきたいと考えております。</p>
百成課長	<p>7件目は、環境白書にロゴマークの表示はありますが、解説も含め趣旨を周知していただきたいとのご意見でしたので、本編の中で説明を追記します。</p> <p>8件目は、焼却炉の一時停止について、本編の14ページに「2025(令和7)年度も2月に16日間の焼却炉全停止を計画していますが、この間の燃やせるごみについても、引き続き様々な対策を講じることとしています。」について、今年2月に実施したのであれば、焼却炉の一時停止は終了したのではないでしょうか、また、上記の「この間」とは、一つのことを指すのでしょうか、というご意見です。</p> <p>令和7年度の2月、すなわち令和8年の2月ですので、令和8年2月に修正します。また、「この間」とは、令和8年2月の焼却炉全停止の期間、16日間を指しているものです。</p> <p>9件目は、函館市の街路樹や民有地の樹木等の高さが、電線等の高さより高いものが多々見受けられ、樹木等の暴風雨雪による倒木等で停電が想定されるが、現状の把握および対策についてお知らせくださいとのご意見です。</p> <p>本市が所有する街路樹の倒木対策につきましては、道路パトロールや、維持管理業務の受託者による定期的な巡回を行っております。その他、市民からの通報をいただいた場合には、伐採処理などの対応をしてるところです。</p> <p>民有地の樹木等につきましては、土地所有者に所有権がございますので、基本的には市で剪定はできませんが、市道へはみ出ているものや、通行に支障があるものなどにつきましては、その都度所有者の方に剪定を依頼しているところです。</p> <p>10件目は、生活環境の安全対策について、下水道や地下埋設の給水</p>

配水管のインフラにおける安全性の現状を、環境白書へ掲載してはどうでしょうかというご意見です。

市民生活にとって重要なライフラインの1つでありますことから、函館市上下水道事業経営ビジョンに基づき、強靭なライフラインを目指しております。危機管理体制の強化に努めて上下水道における安全性の確保を図っているところです。

また、環境白書への記載ですが、環境基本条例で「市長は、毎年、市民に環境の状況、環境への負荷の状況および環境基本計画に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、白書を作成し公表する」と規定しており、その規定に基づいて、環境に関する必要な情報等に絞って掲載しているところです。

水環境の保全に関する事項としましては、市内の河川や海域におけるモニタリングの結果や、生活排水対策等に絞って掲載しているところであり、安全対策等はそれぞれの担当部局が、ビジョンなどに基づき実施しているところです。

11件目は、野生鳥獣の保護について「関係機関と協力して対応している」と環境白書に記載がありますが、市民の方が保護を求めて市役所へ連絡したところ「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を理由に断られた事例があり、このようなスタンスであれば、関係機関と協力して対応していると言えないのではないかということ、また、関係機関というのはどこを指してなのか、どのようなプロセスで保護に至るのかというご意見です。

傷病鳥獣の保護に関するお問い合わせをいただいた場合は、北海道の窓口をご案内するか、農林水産部において北海道と協力し対応しているところです。

農林水産部に確認したところ、保護の対象となっていないカラスなどであれば、保護できない旨を伝え、保護対象鳥獣でございましたらその情報を北海道の渡島総合振興局へ引き継いでおります。その後は、北海道の判断になりますので、北海道の方で必要に応じて傷病鳥獣の受け入れを実施しているところです。

12件目は、公園・緑地・河川の状況について「2024年度末で約

「254,600本植樹」というのは、単年度の数字なのか、過去からの合算なのかということ、また、街路樹の伐採についても数字を把握しているのかというのが1点目です。2点目は、観光スポットでの街路樹の伐採について、観光部と連携しているのかというご意見です。

まず、1点目の植樹数につきましては、年度ごとの数字、植樹したものと伐採したものの差し引きでございますので、累計の数字で年度ごとに更新しております。令和5年度末は約256,500本でしたが、令和6年度には23本を植樹し、老朽化等により1,923本を伐採したことから、令和6年度末で、約254,600本となったところです。

2点目の観光スポットでの伐採でございますが、倒木等の恐れがある、不健全な樹木が確認されたということで、市民の方々や観光客がケガをしないよう、できるだけ早期に歩行者等の安全を確保する必要があったことから伐採したところです。

観光スポットでも人命が優先されることから、やむを得ない判断ではございますけれども、今後は必要に応じて、関係部局とも連携や情報共有を図ってまいりたいと考えています。

なお、伐採の跡地につきましては、歩行者の交通状況や沿道土地利用計画などの周辺環境を踏まえて、補植等の対策を行っていきたいと考えています。

13件目は、「西部地区都市景観形成地域」での建築物の高さ、外観の意匠、色彩などの調和を図っていると環境白書に記載がありますが、近年は商業施設、店舗の看板のサイズや色彩について規定を超えているものが見られます。こうしたものについて、個別指導は行っているのか、そもそも規定に準じているかどうか、見回りや聞き取り調査を実施しているのか、というのが1点目です。2点目は、その中で特に「のぼり」の対応をどうしていくのかというご意見です。

本市では、2018年度に制定した函館市屋外パトロール実施要領に基づき、年間計画を作成してパトロールを行っております。その中で、違反広告物を発見した上では、文書指導を行うなど、違反広告物の是正に取り組んでいるところです。

2点目につきましては、屋外広告物は「一定の期間継続して表示さ

	<p>れるもの」というのが該当要件の1つになっておりますことから、営業時間後に収納されるのぼりなどは、指導がなかなか難しいところでございますが、パトロールにおいて把握した場合や、1回文書で指導したにも関わらず継続的に行っているものなどは、引き続き是正や指導をしており、そもそも広告計画整備地区というのはどういう趣旨かというところをご理解いただくよう指導に努めていきます。</p>
畠山課長	<p>14件目は、外国人によるポイ捨て対策で、外国語表記付看板の設置場所として、空港や市電バス車内、タクシーなどの各種交通機関に協力を依頼できないかというご意見です。</p> <p>外国人観光客を含めた一部のマナーの悪い人たちによるものと考えておりますが、美しい街並みや景観を損ねる要因となっているほか、市民生活への影響がありますことから、ポイ捨て防止および環境美化に向けた啓発活動や、春と秋の一斉清掃活動の実施を申し出に加えまして、各種民間団体におけるボランティア清掃が隨時行われているところです。</p> <p>また、環境美化等を目的とする「函館の街をきれいにする市民運動協議会」と連携し、令和5年度から、英語、中国語、韓国語の3か国語が表示されたポイ捨て防止看板を作成しております、地域の方のご要望等に応じまして提供し、外国人観光客に対してもポイ捨ての防止を呼びかけているところであります。</p> <p>今後におきましても、さらなる環境美化対策や啓発活動に取り組むほか、関係部局とも連携し、各種交通機関を含めた外国人観光客が多く訪れるような場所で周知啓発の取り組みを検討していきたいと考えております。</p>
百成課長	<p>最後に15件目ですが、再生可能エネルギーなどの有効活用というところで、環境白書の第2編に掲載している、風力発電の2030年度の目標値118,000キロワットについて、どのような場所や規模の風力発電を想定して数値が出されたのかというご質問です。</p> <p>再生可能エネルギーの導入目標については、北海道の「省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」で示されている、温室効果ガス削減のために必要な再生可能エネルギー設備容量を基に算出した数値を参</p>

	<p>考にながら、国が示している導入ポテンシャルや、函館市の地域特性、再生可能エネルギーの市内の導入動向、設備導入補助制度といった市の支援策なども踏まえ、エネルギーの種別ごとに設定してございますが、これは特定の事業や立地場所、事業規模などを想定しているものではないので、それぞれの再エネの設備について、地域との共生を実現しながら導入を進め、目標を達成していきたいと考えております。</p> <p>以上、函館市環境白書案と事前意見に対するご回答です。</p>
三浦会長	<p>ただいま、事務局から令和7年度版函館市環境白書（案）と事前意見に対する回答の説明がありましたが、ご質問、ご意見等があれば、举手の上、ご発言をお願いします。</p>
石榑委員	<p>2点ご質問いたします。まず、19および20ページに、ヒグマ関連の記載がありますが、函館市における具体的な被害状況や、ヒグマに関する函館市の方針、また対策の実績などについて教えてください。</p> <p>また、これらは白書に記載する必要はないかという観点でもご回答いただければ助かります。</p>
百成課長	<p>ヒグマの状況ですが、先般、全国的に問題になっており、農林水産部が情報収集を行っているところですので、後日、市で把握している被害状況等をご回答します。</p> <p>なお、環境白書への掲載につきましては、様々な情報を集約していく中で、検討させていただければと思います。</p>
石榑委員	<p>ありがとうございます。次に、25ページ目に空家関連の記載があり、昨年も関連する質問をしたところです。図2-20で、年度ごとに対象の範囲が異なるということだと思いますが、最新の令和6年度の対象の範囲を教えていただきたいということと、令和6年度が令和5年度に比べて250件ほど減少していますが、その要因や市の貢献などを教えて下さい。</p>
百成課長	<p>令和5年度に空家調査の対象範囲を大幅に広げたことから、把握数が増加したところであり、令和6年度の調査範囲も令和5年度と同じ範囲で実施しています。</p> <p>なお、令和5年度で把握した空家に対しての対策を肃々と実施した</p>

	結果、空家数が減少したところです。
石榑委員	ありがとうございます。市の貢献があればその辺りも環境白書に記載してもいいのかなと思いましたので、意見させていただきました。
兼平委員	3点申し上げさせていただきます。まず、34ページ、放射性物質に対する対策を行っていくという点に関してですが、函館市は大間原発を差し止めようという裁判を行っていますので、これは放射性物質が市民の生活に降りかかるなどを懸念して、それを止めようと行っている活動かと思いますので、ぜひこちらを書いていただいてもよろしいのではないかという意見です。
百成課長	大間原発の件ですが、放射性物質濃度の測定等を実施しているところではありますが、大間原発訴訟については、総務部が窓口となって対応しているところがございますが、その中で環境白書への記載はしないという整理がなされておりますので、ご理解いただければと思います。
兼平委員	ありがとうございます。毎回申し上げておりますが、毎回同じような回答をいただいているところですけども、引き続き検討をいただければと思います。 2点目は、事前意見に対する回答で民有地の樹木について、最終的には所有者に剪定を依頼しているということですが、2年前の法改正により、所有者に対して剪定を求めて、それでも対応が無い場合、相当期間が経過したら剪定できるように変わっていると思いますので、その法律に基づいて運用していただければと思います。
百成課長	法律を踏まえ、まずは所有者に剪定を依頼した上で、それでも剪定されない場合は、肃々と法律に基づいた対応をさせていただきます。
兼平委員	ありがとうございます。最後の3点目ですが、26ページ以降に、生活環境に対しての大気汚染や水質汚濁に関する部分で、市民の方からの苦情があり、適切かつ速やかに対応しましたと記載があります。その具体的な内容をこちらにご記載いただくのは難しいかと思いますが、具体的にどのような苦情があって、どのような改善指導が行われたのかということを教えていただけますか。
栗谷課長	苦情の内容ですが、例えば大気汚染の苦情の内訳は、工事現場から

	<p>の粉じんや工場からの黒煙によるものです。粉じんには散水やシートを被せること、黒煙には不具合個所の修繕を指導しています。</p> <p>また、騒音や悪臭の苦情では近隣住民が発生源のものもあります。例えばテレビなどの音や薪ストーブの煙突からの臭いがあり、いずれも法律では規制できないことから、苦情があったことを伝えるのみの対応となることを申立者に説明し対応しています。</p>
兼平委員	ありがとうございます。
藤島委員	<p>事前質問の回答に対し、確認したい部分が 2 点あります。</p> <p>まず 1 点目ですが、野生鳥獣の保護の部分になりますが、これはどちらかと言いますとお願いになりますが、実際に私の方で対応したというケースが色々ありますとお聞いになりますが、その 1 つというのが、大門のビジネスホテルにかもめが迷い込みまして、何とかして欲しいというのを市の方に連絡したら、市では対応しかねるということでしたが、ホテルなのでそのままというわけにもいかず、駐車場の中にも入り込んでしまったという話でした。</p> <p>結局、支配人の方が調べ上げて、アウトドアショップの店主の方に連絡をして、そこから私の方に連絡が来たという形でした。</p> <p>先ほどお答えいただいたような場合だと、結局私の方に話が回ってくることが非常に多く、私が対応できればいいのですが、動物にもよりますが、なかなか対応しきれない場合があります。それは、函館市もこちらもみんな一緒だと思います。</p> <p>北海道が一応窓口になっておりますので、実際、私も北海道と何ができるか模索しているところです。</p> <p>通報する方にとっては、対応できないと言われると、なかなか厳しいものがありますので、そういう意味でこちらに連絡してみてくださいというアナウンスだけは確実にやっていただければと思います。</p>
百成課長	市では対応できないと言われてしまうと、通報する方はどこに連絡すれば良いのかという話になりますので、北海道への連絡先を周知徹底させていただきたいと思います。
藤島委員	お願いします。2 点目は、再生可能エネルギーの風力発電ですが、2024 年度の 456 キロワットに対して、2030 年度の目標値はかなり大きい

	<p>数値であり、前回も同じような質問をしているんですが、デベロッパーにとっては、魅力的な数字だと思います。これだけの目標を掲げてくれるのであれば、介入したいと思うのは当然だと思っております。私どもの南北北海道自然保護協会は、函館市もそうなのですが、道南で事業者が太陽光発電や風力発電を実施するときに、説明をするということで、私や野鳥の会などが立ち会って、色々お話を聞きます。その中で、地図にプロットしているような計画の立て方をしており、少し考えても難しいというような地盤の問題が一番多いのですが、地盤の問題や、色々な法律の網がかかっているところがあり、それを考えると、なかなか函館市内でこれだけの数値を出すのは厳しいと思います。</p> <p>この数字が先走りをしていて、開発など色々な民間企業が入ってくる部分がありますので、この表現をもう少し何とかできないのかなと思っておりました。</p>
百成課長	<p>この計画の数値目標ですが、まずは総数の229,300キロワットがございまして、ここの達成に向けて進んでいくもののうち、地域特性ポテンシャル等を踏まえて、内訳をお示ししているところでありますが、函館市はこの全体の数字を何とか達成できるようにというのがまず第一目標であって、例えば風力が全然足りないから風力に特化して導入を促進するというような考え方ではありません。</p> <p>一部の事業者様は地域条件等をあまり考慮せず、国や道が示している風況マップや、地図上の広いエリアだけで候補地を選定しているということもありましたので、現在、函館市では再生可能エネルギーの導入に向けたガイドラインの策定を検討しておりますが、この中で地域の状況などを詳しくお示しすることによって、藤島委員からご意見があったようなところに対応できればと考えています。</p>
藤島委員	ありがとうございます。そのガイドラインは、いつ頃から示されるものですか。
百成課長	現在、ガイドラインを早期の策定に向けて作業を進めているところです。時期を明言できる段階ではありませんが、策定にあたっては、パブリックコメントを実施するなど、皆さまの意見を聞きながら進めていく中で、この環境審議会にお諮りするという場面も出てきますの

	で、よろしくお願ひします。
藤島委員	よろしくお願ひします。
三浦会長	<p>関連する話になりますが、現在、函館湾のカーボンニュートラルポートの計画が進行中で、その中では洋上風力の将来的な構想が出てまして、これがかなり具体的になると、この再生可能エネルギーの問題というのは、大きく動きそうな感じはしています。</p> <p>函館が洋上風力発電施設の船舶の基地になるという話もありますが、そういう意味では、洋上風力発電というのは、このような話と絡んでくると変化が起こるかもしれません。</p> <p>具体的な話があるわけではありませんが、将来うまくいくかもしれないという話ということで受け止めていただきたいと思います。</p>
佐藤委員	私事ですが、今回で退任し後任へ引き継ぐこととしていますので、最後に発言したいと思います。畠のごみの不法投棄がここ10年で非常に減りました。環境部の皆さんパトロールにより、私どもが気付く前にゴミを撤収していただいたおかげかなと思いました。ごみが少なくなると捨てていく人も減り、非常にありがたく思っています。今後ともなるべく予算を削らずにパトロールをして欲しいというお願ひです。
百成課長	まず不法投棄ですが、最近、非常に市内の不法投棄自体が減っているところですが、引き続きパトロール等を行っていきたいと考えております。ご意見ありがとうございました。
石塚委員	<p>ロゴマークについて、パソコンでAIに「Let's go with eco」と、頭に「Let's」をつけて検索したところ、回答で函館市の作成したロゴマークに関する解説が検出されました。</p> <p>これは、検索された方の勉強になると思います。どうもご苦労様でした。</p>
百成課長	今回、作成に関わった職員にとっては、そのようなご意見等いただきますと励みにもなりますし、今後、環境行政、自分たちでもっと進めていこうというきっかけにもなるかと思いますので、貴重なご意見ありがとうございます。
三浦会長	ほかに、ご意見などがなければ、「函館市環境白書(案)」についての審議を終了したいと思います。

	ただいま、発言のありました意見などに関しましては、十分ご配慮いただき、最終版の作成の中で、調整をお願いします。完成はいつ頃になりますか。
百成課長	<p>委員の皆さまから頂戴いたしました、ご意見等を基に必要な修正をいたしまして、12月中には市のホームページで公表したいと考えております。</p> <p>なお、皆さまには別途お送りいたしますので、よろしくお願ひいたします。</p>
三浦会長	<p>白書は12月中の公表ということです。</p> <p>それでは、次に「その他」へ移りますが、何かございますか。</p>
百成課長	<p>委員の皆さまの任期が11月末で満了となりますので、今日の環境審議会が、任期中における最後の審議会となります。この2年間、本当にありがとうございました。</p> <p>現在、引き続き委員を委嘱する方々に、手続き等を行っているほか、公募委員の募集もしているところでありますので、今後ともよろしくお願いします。ありがとうございました。</p>
三浦会長	他になければ、これで予定しました議事をすべて終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。
斗賀主査	<p>三浦会長、どうもありがとうございました。これをもちまして、函館市環境審議会を閉会します。</p> <p>委員の皆さま、長時間のご審議ありがとうございました。</p>